

項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法第十八条の十四の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律(平成二年法律第五十五号)第五条第一項の規定による指定のみによつては環境基本法第六条第一項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準(浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第二項第三号において「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」という。)の確保が困難であると認められる地域として政令で定める地域(以下「粒子状物質対策地域」という。)について、自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針(以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。)を定めるものとする。

2 粒子状物質総量削減基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標
- 二 次条第一項の粒子状物質総量削減計画の策定、第十七条第一項の粒子状物質重点対策地区の指定、第三十一条第一項の判断の基準となるべき事項の策定その他粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する重要な事項

第六条第三項の規定は都道府県の区域のうちに第一項の政令で定める地域の要件に該当し、又は該当しなくなつたと認められる一定の地域がある場合について、同条第四項の規定は第一項の地域を定める政令について、同条第五項から第七項までの規定は粒子状物質総量削減基本方針の策定及び変更について準用する。

(粒子状物質総量削減計画)

第九条 都道府県知事は、粒子状物質対策地域にあつては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画(以下「粒子状物質総量削減計画」という。)を定めなければならない。

2 粒子状物質総量削減計画は、当該粒子状物質対策地域について、第一号に掲げる総量を第三項

号に掲げる総量までに削減させることを目途として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合（自動車の交通量及びその見通し、自動車排出粒子状物質及び自動車以外の粒子状物質の発生源における粒子状物質の排出状況並びに原因物質（粒子状物質以外の物質で浮遊粒子状物質の生成の原因となるもの）をいう。第一号及び第三号において同じ。）の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量

二 当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量

三 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質について、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される総量（原因物質については、環境省令で定めるところにより粒子状物質に換算した総量）

四 第二号に掲げる総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあっては、その削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方途

3 第七条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更（第十八条第一項の粒子状物質重点対策計画を策定し、又は変更する場合を含む。）について準用する。
(協議会)

四 第六条第一項又は第八条第一項の規定により窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域が定められたときは、当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県に、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、都道府県知事、都道府県公安局委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される協議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、同項の協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第
第

第三章 自動削減に関する 第一節

第三章 自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する特別の措置

第一節 窒素酸化物排出自動車等に関する措置

(窒素酸化物排出基準等)

第十二条 環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況をいう。第三十三条において同じ。)等を勘案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車(その運行に伴つて排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。)にあつては窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「窒素酸化物排出基準」という。)を、粒子状物質排出自動車(その運行に伴つて排出される自動車排出粒子状物質が粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要原因となるものとして政令で定める自動車であつて、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。同項及び同条において同じ。)にあつては粒子状物質の排出量に関する基準(以下「粒子状物質排出基準」という。)を定めなければならない。

第二節 窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準

3 1、窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車の一定の条件における運行に伴つて発生し、大気中に排出される自動車排出窒素酸化物又は自動車排出粒子状物質の量について、窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車の車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。)につき環境省令で定める区分ごとに定める許容限度とする。

環境大臣は、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準を定めようとするときは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(経過措置)

政令で定める自動車（以下この項において「指定自動車」という。）であつて、一の地域が窒素酸化物対策地域となつた際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に使用する者又は一の自動車が指定自動車となつた際現に窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するその自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内に使用の本拠を置いて使用する場合における当該自動車については、自動車の種別及び車齢（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができる日とならない日から一日の期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、窒素酸化物排出基準は、適用しない。

環境大臣は、前項の区分又は期間を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときには、関係都道府県の意見を聽かなければならぬ。

第一項の規定は、前条第一項の粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車について準用する。この場合において、第一項中「窒素酸化物対策地域」とあるのは「粒子状物質対策地域」と、「窒素酸化物排出基準」とあるのは「粒子状物質排出基準」と読み替えるものとする。

第二項の規定は、前項において準用する第一項の区分又は期間を定める政令について準用する。

（窒素酸化物排出基準等に係る道路運送車両法に基づく命令）

第十四条 国土交通大臣は、自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止を図るため、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。

第二節 窒素酸化物重点対策地区等に關する措置

第十五条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に資するため、窒素酸化物排出量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物による大気の汚染が窒素酸化物対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区の実情に応

の属する都道府県の知事に提出しなければならない。

(定期の報告)

第三十四条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者(次条及び第四十一条第二項において「特定事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のため必要な措置の実施の状況に關し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十五条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るものとの抑制が第三十一

条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、特定自動車に係るもの

の抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

第三十六条 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、な

お、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

(周辺地域内自動車を使用する事業者による計画の作成)

第三十七条 第十二条第一項の窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要原因となるものとして政令で定める自動車(以下この

条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。)であつて、周辺地域内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「周辺地域内自動車」という。)を使用する事業者は、次の各号のい

うにも該当するときは、主務省令で定めるところにより、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑

制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、指定地区内において運行される周辺地区内自動車に係るもの実施に関する計画を作成し、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出しなければならない。

(指導及び助言)

第三十八条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、当該指定地区における周辺地区内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要と認めるときは、周辺地区

の区域内自動車を指定地区内において運行する回数が、主務省令で定める回数以上であるとき。当該事業者の使用する前号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは。

二 主務省令で定めるところにより算定した、当該事業者の使用する前号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺

(勧告及び公表)

第三十九条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、周辺地区内事業者の事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地区内自動車に係るもの

の抑制が第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該周辺地区内事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地区内自動車に係るもの

の抑制を示して、その事業活動に

伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地区内自動車に係るものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

三 前項の規定による指定は、都道府県知事の申

出に基づいて行うものとする。

四 前項の規定による指定は、都道府県知事の申

出に基づいて行うものとする。

五 環境大臣は、第三項の規定による指定をしよ

うとするときは、事業所管大臣に協議しなけれ

ばならない。

六 環境大臣は、第三項の規定による指定をした

ときは、その旨を公示しなければならない。

(事業者の努力)

第四十条 事業者は、その使用する周辺地域内自動車を窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において運行する場合にあつては、第

十四条の規定による道路運送車両法第四十一条第一項に基づく技術基準に適合したものを使用するよう努めなければならない。

二 都道府県知事は、第三十七条及び第三十九条

の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地区内事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、周辺地区内事業者その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

三 都道府県知事は、第三十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地区内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地区内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に關し報告させ、又はその職員に、周辺地区内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

四 都道府県知事は、第三十七条及び第三十九条

の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地区内事業者に対し、その業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、周辺地区内事業者その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

五 前各項の規定により立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

六 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境大臣への通知等)

第四十二条 都道府県知事は、第三十三条及び

三十六条第一項の規定による当該各条の計画の提出又は第三十四条及び第三十七条の規定によ

る報告があつたときは、主務省令で定めるところ

実施することにより、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に資するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第四十三条 都道府県知事は、第三十三条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができ

の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなし、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料に関する経過措置

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

る行政事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものとみなす。

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置)

第二百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第一千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一三年六月二七日法律第七三号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第一千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一四年五月一八日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第二条 前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定(前号に掲げる規定を除く。)並びに次条及び附則第五条の規定(公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

(経過措置)

第三条 前条第三号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における窒素酸化物及び粒子状物質の削減等に係る特別措置法第七条第三項(同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認又は同号に掲げる規定の施行の際にこれら

規定によりされていいる承認の申請は、それぞれ第一条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における窒素酸化物及び粒子状物質の削減等に係る特別措置法第七条第三項(同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定によりされた承認又は協議の申出とみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及び粒子状物質総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、この法律による改正後の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

第七条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第八条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第九条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第十一条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十二条 この法律は、平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第十三条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十五条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十六条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十七条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十八条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第十九条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十一条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十二条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十三条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十五条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十六条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十七条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十八条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第二十九条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十一条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十二条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十三条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十五条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十六条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十七条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十八条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第三十九条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第四十条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第四十一条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第四十二条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第四十三条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づく命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措

措置を含む。)を定めることができる。

(施行期日)

(経過措置)

第四十四条 この法律による改正

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 <small>(検討)</small></p> <p>第二条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、この法律による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
--

<p>(政令への委任)</p> <p>第三条 この法律は、公布の日から施行する。 <small>(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一 部改正に伴う経過措置)</small></p> <p>第二十一条 この法律の施行の際現に第四十一条の規定による改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項（同条第六項及び同法第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされている協議の申出は、第四十一条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第三項（同条第六項及び同法第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりされた協議の申出とみなす。</p>

<p>(政令への委任)</p> <p>第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第三十六条に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 <small>(平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号)</small></p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>
--

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
